

○京都府立大学農学食科学部附属農場長 及び環境科学部附属演習林長選考規程

(令和6年京都府立大学規程第6号)

(趣旨)

第1条 この規程は、京都府立大学農学食科学部附属農場長（以下「農場長」という。）及び環境科学部附属演習林長（以下「演習林長」という。）の選考に関し必要な事項を定めるものとする。

(選考の時期)

第2条 農場長及び演習林長の選考は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) 任期が満了するとき。
- (2) 辞任するとき。
- (3) 欠員になったとき。

2 前項第1号の場合は、任期満了日の1月前までに、第2号及び第3号の場合は、速やかに選考を行う。

(選考の方法)

第3条 農場長及び演習林長は、生命環境科学研究科の専任の教授で、農場長にあつては農学食科学部の担当を、演習林長にあつては環境科学部の担当を、それぞれ命ぜられている者のうちから、所管の学部長及び生命環境科学研究科長の内申に基づき学長が任命する。

(任期)

第4条 農場長及び演習林長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 任期途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、農場長及び演習林長の選考に関し必要な事項は、所管の学部の教授会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(京都府立大学生命環境学部附属農場長及び演習林長選考規程の廃止)

2 京都府立大学生命環境学部附属農場長及び演習林長選考規程（平成20年京都府立大学規程第36号）は、廃止する。